

議会と市の役割について

留萌市自治基本条例 連載特集③



まちの憲法である留萌市自治基本条例を、広報るもい12月号から2月号までの3回シリーズで紹介していますが、最終回となる今回は、議会と市の役割についてお知らせします。

①議決機関

地方自治法第96条では、議会の議決機関としての権限を規定しています。議会は、市長とともに市民の直接選挙により選ばれる代表機関で、市長と独立対等な地位にあり、議事運営などを通じた牽制と均衡によって、適正な自治体運営を果たすことが求められています。

●議会の役割

③政策立案

執行機関に対するチェック機能という受身の立場だけでなく、意見書の提出や議員による議案の提出など積極的に政策立案をする必要があります。

②市政運営を調査

この基本条例の趣旨を基準に、市が主権者である市民の立場に立って、市民の意思が適切に反映されているか、しかも最少の経費で最大の効果を挙げるといふ地方自治の原則を守って市政運営が行われているかということ、市民の代表としてチェックしなければいけません。

④自治の発展及び市民の福祉向上

この基本条例の前文にある「自治の基本理念」（市民の皆さんが留萌に愛着や誇りを持ち、満足した暮らしができること）を実現することが求められています。

①市政運営

公正かつ誠実に市政を運営し、内容や進め方を常に見直し、最少の経費で最大の効果をあげるように努めます。



③応答責任

投書、電話、ファックス、電子メール、窓口での対応などによって、市民の皆さんから寄せられる意見、苦情などの声に常に耳を傾け、誠実に対応します。



⑤行政評価

効率的、効果的な行政評価を行い、その結果を政策に反映させ、評価の結果を市民の皆さんに公表します。

②説明責任

市政の各過程において、意思決定や実施にいたる経過などを積極的に市民の皆さんに説明し、透明な自治を行います。



④総合計画

市の政策を計画的、総合的に推進するため、総合計画を定めます。経済社会状況の変化や市民の皆さんのニーズに柔軟に対応できるように、常に評価、見直しをします。

⑥財政運営

総合計画に基づく財政計画を定め、財源を効率的、効果的に活用するとともに、健全な財政運営に努めます。



●市の役割